「ピリベンカルブ」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について(訂正)

ピリベンカルブ

- 1. 今回の諮問の経緯
- ・平成28年4月20日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴 う基準値設定の要請及び無介類への基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

-: II III IX IX IX	ガ貝の帆安 		
名称	ピリベンカルブ (Pyribencarb)		
構造式	CI NON CH ₃		
用途	殺菌剤		
作用機構	ベンジルカーバメート系の殺菌剤である。ミトコンドリアの電子伝達 系を阻害し、胞子発芽阻止、胞子発芽以降の宿主への侵入防止に		
	より、殺菌効果を示すと考えられている。		
日本における	農薬登録がなされている。		
登録状況	適用作物∶かんきつ、だいず、たまねぎ等		
	今回、稲、小麦、はくさい等への適用拡大申請及び魚介類への基準 値設定要請		
	使用力法: 101	1	
国際機関、海外での状況	JMPR	評価なし	
	国際基準	なし	
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準:基準なし	
食品安全委員会	【1】平成 21 年 8 月 4 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼		
での評価等	平成 23 年 5 月 12 日 食品健康影響評価結果 受理		
	A D I = 0.039 mg/kg 体重/day		

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議